

関係法令

特殊健康診断



- 1. 事業者の義務** 事業者は、有害な業務、有害な物質を製造及び取扱業務で施行令第22条で定めるものに従事する労働者に対し、医師による**特別の項目についての健康診断（特殊健康診断）**を行わなければならない。
事業者の義務として行うものであるため費用は、当然に事業者負担となる。
- 2. 健康診断の頻度** 常時その業務に従事する場合の雇い入れ時、配置替えの際及び**6月以内ごとに1回**定期に行わなければならない。
- 3. 該当業務等** 下記の業務（施行令第22条）

	該 当 業 務	健 診 項 目	健康診断個人票の保存期間
1	高気圧作業、潜水業務	四肢の運動機能検査、鼓膜及び聴力の検査、肺活量の測定等	5年間
2	放射線業務 原子炉の運転業務含む	白血球数及び白血球百分率の検査、赤血球数の検査及び血色素量又はヘマトクリット値の検査、 白内障に関する眼の検査、皮膚の検査等	原則 30年間 要件により 5年間
3	特定化学物質第一類・二類物質を製造、取扱業務 製造等禁止物質を試験研究のため製造、使用業務	物質により検診項目が規定される 特別管理物質及び製造禁止物質（一部を除く）には、配転後の特殊健康診断が規定されている。	5年間 特別管理物質 30年間
4	鉛業務 一部業務は1年以内 ごとに1回	血液中鉛量の検査、 尿中のデルタアミノレブリン酸の量の検査等 医師が必要とする場合 貧血検査、赤血球中のプロトポルフィリンの量	5年間
5	有機溶剤第一種・二種を 屋内作業場等において製造、取扱業務（第三種は タンク等の内部に限る）	尿中蛋白の有無の検査 一定の有機溶剤及び医師の判断で 尿中の有機溶剤の代謝物の量の検査 貧血検査、 肝機能検査、眼底検査	5年間
6	石綿等を取扱い、又は 試験研究のため製造する業務	せき、たん、息切れ胸痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査、胸部のエックス線直接撮影による検査等	従事しなくなった日から40年間

- 4. 歯科医師による健康診断** **塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸（二酸化硫黄）、弗化水素、黄りん**その他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務に常時従事する労働者に対し、その雇入れの際、当該業務への配置換えの際及び当該業務についた後、**6月以内ごとに1回定期に歯科医師による健康診断を行わなければならない。**

※誤りの物質として、**キシレン、ノルマルヘキサン等有機溶剤**が出題される。

5. 配転後（今は特殊健康診断の対象外業務に従事者）の特殊健康診断

常時従事していた者で、今は他の業務に従事させている労働者に対しても、特別の項目による健康診断が定められているのは、次の2つのみである。

① **特別管理物質の特定化学物質健康診断**（一部を除く）

② **石綿健康診断**

6. 健康診断結果報告

① 前ページ特殊健康診断(定期のものに限る。)を行つたときは、遅滞なく、健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。実施人数の規程はない。

② 常時50人以上の労働者を使用する事業者は、歯科医師による健康診断(定期のものに限る。)を行なつたときは、遅滞なく、定期健康診断結果報告書を所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

トライ! ※表-1~3参照

- 1. 第二類特定化学物質を取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、1年以内ごとに1回、特別の項目による健康診断を実施しなければならない。
- 2. エチレンオキシドを取り扱う業務に常時従事する労働者に対し、特別の項目による健康診断を実施しなければならない。
- 3. 法令による特別の項目による健康診断の実施は事業者に義務づけられており、その経費の一部は事業者が負担しなければならない。
- 4. メタノールを取り扱う業務に常時従事させたことがあり、現に他の業務に従事させている労働者に対し、特別の項目による健康診断を実施しなければならない。
- 5. 放射線業務に常時従事する労働者に対し、尿中の蛋白の有無の検査項目について行う、医師による健康診断を実施しなければならない。
- 6. クロム酸を製造する業務に常時従事させたことがあり、現に他の業務に従事させている労働者に対し、特別の項目について行う、医師による健康診断を実施しなければならない。
- 7. 原子炉の運転業務に常時従事する労働者に対し、特別の項目について行う、医師による健康診断を実施しなければならない。
- 8. 鉛業務に常時従事する労働者に対し、肝機能検査の項目について行う、医師による健康診断を実施しなければならない。
- 9. 塩酸の蒸気を発散する場所における業務に常時従事する労働者に対して、歯科医師による特別の項目による健康診断を実施しなければならない。
- 10. キシレンの蒸気を発散させる場所における業務に常時従事する労働者に対して、歯科医師による健康診断を行わなければならない。

答 1.× 2.× 3.× 4.× 5.× 6.○ 7.○ 8.× 9.○ 10.×